# 狛江市通学路交通安全対策プログラム

~通学路の安全確保に関する取り組みの方針~



# はじめに

平成24年4月以降,全国で登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい事故が相次いで発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁から、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関連携による緊急合同点検を実施するよう、全国の地方自治体に要請がありました。

この要請を受けて狛江市では、平成24年8月に各小学校の通学路において学校関係者、警察、道路管理者、市教育委員会等による緊急合同点検を実施し、通学路の危険箇所に対して必要な安全対策を講じてきたところです。

さらに、平成25年12月6日付けで、改めて文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁から「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の通知があり、全国の地方自治体に対して、継続的な通学路の合同点検の実施を含めた基本的方針の策定が求められています。

以上を踏まえ、狛江市においても、通学路における交通安全の確保の取り組みを一過性に終わらせることのないよう、交通安全対策を着実かつ効果的に推進するための基本的な進め方をまとめた「狛江市通学路交通安全対策プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、学校、警察、道路管理者、市教育委員会等が主体となり、保護者及び地域の方々と連携を図りながら、通学路における交通安全対策を推進していきます。

# 1・プログラムの目的

平成 24 年8月に実施した、学校関係者、警察、道路管理者、市教育委員会等による 通学路における緊急合同点検においては、各関係機関の連携による取り組みの下、通学 路の安全対策に関して一定の成果を得ることができました。各学校では、日常的に保護 者や地域の方々と協力しながら、通学路の安全点検及び安全教育などを実施していると ころですが、引き続き安心安全を確保していくためには、各関係機関が広く連携を図り ながら、児童生徒の交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

以上の取り組みを継続的に推進するため、各関係機関の連携体制に対する基本的な考え方及び通学路の合同点検の手順などをまとめた基本的な方針として、「狛江市通学路 交通安全対策プログラム」を策定しました。

#### 2 • 狛江市通学路安全対策推進会議の設置

通学路における交通安全確保の実効性を担保し、各関係機関の連携を図るため、平成24年度8月実施の緊急合同点検の枠組みを活用した「狛江市通学路安全対策推進会議」 (以下「推進会議」という。)を新たに設置しました。

交通安全対策を着実に推進するため、推進会議において通学路の交通安全に関する情報を共有するとともに、合同点検の実施必要箇所の検討、対策内容の検討及び対策の進 地状況の確認などを行います。

# 狛江市通学路安全対策推進会議の委員

- 狛江市教育委員会教育部学校教育課
- 狛江市総務部安心安全課
- 狛江市都市建設部道路交通課
- 狛江市立小学校
- 警視庁調布警察署

- 狛江市教育委員会教育部指導室
  - 狛江市都市建設部整備課
  - 狛江市立小学校PTA

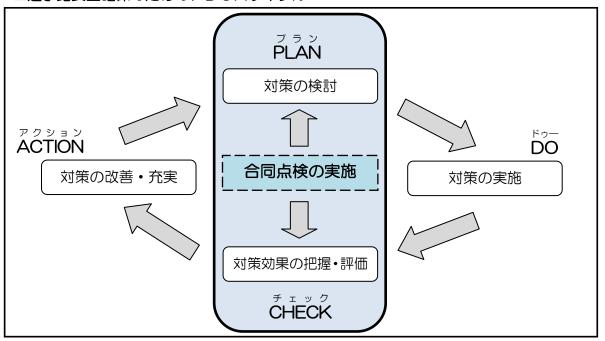
※推進会議事務局は、狛江市教育委員会教育部学校教育課に置きます。

# 3・取り組み方針

通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を継続して実施するとともに、対策の 検討及び対策実施後の評価を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みを、合同点検の実施を中心に据えた「PDCAサイクル」として繰り返し実施することにより、通学路の安全性の向上を継続的に図っていきます。

#### ■通学路安全確保のためのPDCAサイクル



#### 【PDCAサイクル】

元々は、品質管理を円滑に行っていくために構築されたモデル。各年度の実施内容等 を見直し、次年度以降の実施展開に繋げていくマネジメントモデルのこと。

# 4・PDCAサイクルを活用した対策の推進

#### (1) 定期的な合同点検の実施

平成 24 年8月に実施した通学路における緊急合同点検を初回とし、合同点検を継続的に実施していきます。実施にあたっては、「狛江市通学路における合同点検実施要領」に基づき、毎年一回実施することとし、実施時期は夏期を基本とする他、推進会議において、重点地域及び優先課題を設定した上で、効率的かつ効果的に行います。

#### (2) 合同点検実施箇所の選定

各小学校による通学路の安全確認の結果及び通学区域における要注意箇所の抽出等に基づき、推進会議において合同点検が必要な箇所を決定します。

## (3) 合同点検の体制

合同点検には、各小学校の通学路ごとに、学校関係者、警察、道路管理者、市教育委員会等が参加します。

なお、必要に応じて、保護者や地域の方々等にも参加協力を仰ぐなど、関係機関が一体となって取り組みます。

#### (4) 安全対策の検討

合同点検の結果に基づき、安全対策が 必要な箇所に応じて、注意喚起の看板設 置や路面標示新設のようなハード面での 対策や通学路変更や学校による交通安全 教育のようなソフト面での対策など、具 体的な対策案を検討します。

なお,対策案の検討にあたっては,防 犯,防災の観点についても留意すること とします。



通学路上のグリーンベルト

## (5) 対策の実施

合同点検実施箇所の対策案を踏まえて、対策の実施が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。その際、優先順位を定め、計画的かつ早期に取り組みます。

#### (6)対策効果の把握及び評価

合同点検の結果に基づく対策実施済み箇所等について、各委員はその効果の把握に努めることとします。

また,合同点検実施時において,前年度以前の対策実施済み箇所の効果に関して評価を行い,改善が見られない箇所があった際には,対策内容の見直しを検討します。

# (7)対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図っていきます。

# 5・対策箇所一覧表,対策箇所図の公表

合同点検の結果や対策内容については、推進会議で協議の上、関係者間で認識を共有 するために、対策必要箇所を示した「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、 公表します。

## ■通学路の安全確保に向けた年間スケジュール

4月~5月	各学校による通学路の安全確認	
	<b>【実施機関</b> 】学校	
5月まで	各学校の通学区域における要注意箇所及び要望を事務局に提出	
	【 <b>実施機関</b> 】学校•学校教育課	
6月~8月	合同点検実施箇所の選定、合同点検の実施、対策実施済み箇所の	
	評価, 対策案等を検討・協議	
	<b>【実施機関</b> 】推進会議	
9月以降	各関係機関において対策を実施	
	<b>【実施機関</b> 】各関係機関	
3月まで	対策の実施状況を報告し,情報共有を図る。	
	<b>【実施機関</b> 】推進会議	
	対策の危険箇所と対策結果の公表	
	<b>【実施機関</b> 】学校教育課	
毎年度のサイクルとして実施		

#### 狛江市通学路安全対策推進会議の設置及び運営に関する規則

平成26年7月24日 教育委員会規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、市内の通学路において狛江市立学校の児童及び生徒がより安心して通学できるよう、交通安全に関係する団体等が連携し、又は協力し、通学路の安全対策を総合的に推進することを目的として設置する狛江市通学路安全対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「通学路」とは、交通安全施設等整備事業の推進に関する 法律施行令(昭和41年政令第103号)第4条に規定する道路の区間で、校長が指定 するものをいう。

(所掌事務)

- 第3条 推進会議は,第1条の目的を達成するために,次に掲げる事項について検討し, 教育長に報告する。
  - (1) 通学路の安全確保に向けた基本的方針の策定及び推進に関すること。
  - (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
  - (3) その他通学路の安全確保に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる団体等の代表者又は代表者から委任を受けた者(以下「委員」という。)で組織する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、教育長が委嘱又は任命した日からその日の属する年度の翌年度 の末日までとし、再任を妨げない。ただし、教育長が必要と認めた場合は、この限り でない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第6条 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、所掌事務について会議を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は,公布の日から施行する。

#### 別表 (第4条関係)

委 員 区 分	団 体 等
狛江市	総務部安心安全課
	都市建設部整備課
	都市建設部道路交通課
狛江市教育委員会	教育部学校教育課
	教育部指導室
学校関係	狛江市立小学校
	狛江市立小学校 P T A
警察	警視庁調布警察署